

第7次府中市総合計画（案）に対するパブリック・コメント手続の実施結果について

1 意見の提出期間：令和3年11月22日(月)から12月21日(火)まで

2 意見の件数等：

件数	提出者数	意見の提出方法別人数				
		電子メール	FAX	郵送	意見投函箱	窓口
34件	8名	6名	1名	0名	0名	1名

3 意見の内訳：

序論	6件
重点プロジェクト	2件
各施策	21件
その他	5件

4 意見の概要及び意見に対する市の考え方

No	項目	意見の概要	市の考え方
1	序論	「2 本市の財政状況」の決算、財政見通しで表記されている金額は、広報ふちゅうで公表されている金額と計上基準が違っている。いずれも一般会計での表示が望ましいのではないか。	全国統一で普通会計の計上基準が決まっており、統計的な観点では普通会計が一般的で、他市との比較や過去の総合計画との比較において、普通会計での表示が望ましいと考えます。
2	序論	歳出の表の普通会計の説明だけでは、公共用地特別会計には市税収入が別途あるわけではないので、歳入の市税の説明ができないのではないか。	表の中に市税が抜き出されていたとしても、普通会計として、そのような表記は一般的ですので、問題はないと考えます。
3	序論	財政見通しの金額の令和4年度分について、議会に提出される金額とそれなりに乖離していたら、好ましくない。令和4年度については実態に合わせるという意味で、その後調整し、変更することは有用だと考える。	提示した資料はその時点の見通しのため、予算編成に合わせて時点更新を行いました。
4	序論	財政見通しの表の令和4年度の歳入・歳出の金額が1億円乖離しているため、いずれかを補正し、歳入・歳出の合計金額を同額になるよう作成することが望ましい。	No.3の時点更新の中で修正を行いました。

No	項目	意見の概要	市の考え方
5	序論	新型コロナウイルス感染症の影響により、失業や時間外労働の減少などで、歳入額は減っているのではないか。令和3年度より、令和4年度以降の市税収入は増加し、一定の水準を保つとの予測は実態に合っているか疑問に思う。	令和3年度の当初課税、収入の状況により見通しているもので、実態に合わせています。
6	序論	ボートレースの舟券売上は平成27年度から令和2年度の5年間でほぼ倍増しており、新型コロナウイルス感染症の影響がマイナスではなくプラスになった事業の一つ。競走事業の歳入見積りについて、今後、経済活動が従来の形に戻ってきたとき、競走事業収入は落ち込むことも予想されるが、その時には一般の市税収入が回復すると期待できるため、トレードオフの関係にあると予測することが望ましい。	競走事業収益収入については、新型コロナウイルス感染症拡大前から、従前と比較し伸びています。必ずしも市税収入と相関関係をもって推移するものではないと考えています。
7	重点プロジェクト 目標1「危機管理対策の推進」	取組①の方針においては、保健所法や感染症法などの法改正を含め、もっと具体的な内容を明らかにして、「6市共同して積極的に進める」と言う文言に改めるべき。	新型インフルエンザ等対策特別措置法により、国及び都道府県、市町村の役割が定められており、これに基づき、各取組を実施しています。現時点で6市共同での具体的な取組は定まっていないため、明記は難しいものと考えます。
8	重点プロジェクト 目標2「活力を生み出す拠点の形成」	分倍河原駅やその周辺環境を早急に整備してほしい。	分倍河原駅周辺地区では、駅改良を含む基盤整備を実現するため、事業用地の取得や交通事業者など関係者との協議を進めており、分倍河原駅周辺地区まちづくり基本計画に掲げる各施策を段階的に実施してまいります。
9	施策2「疾病予防対策の充実」	市が行っているがん検診について、個別の検診ではなく、尿の提出だけで複数のがん検査ができる検診に変更することにより、市民の受診率も上がり、健康状態を長期的に良いものにしていけると思う。	がん検診は、「東京都がん検診対策推進計画」に従い、がん検診の受診率の向上を図るとともに、全ての区市町村で国の指針に基づいた科学的に明らかな方法でがん検診とその精度管理が求められています。尿の提出によるがん検診は、その手法について市が行う検診として認められていないことから、実施は難しいものと考えます。
10	施策9「高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすための支援」	認知症予防のためにも「補聴器助成策」を検討し、盛り込むべき。	認知症予防については総合計画案で、「認知症対策事業」として掲げ、『認知症になっても穏やかに暮らせる視点からの「予防」のための取組を推進し、認知症バリアフリー社会の実現に努めます。』としております。総合計画においては、個別具体的な助成策等は列挙いたしません。補聴器助成策についても認知症対策事業の一環として、引き続き検討してまいりたいと考えております。
11	施策24「環境に配慮した活動の促進」	施策の方向性について賛同する。	※回答不要

No	項目	意見の概要	市の考え方
12	施策24「環境に配慮した活動の促進」	発災後も都市機能を維持できるよう防災上重要な施設を中心として、平時の環境負荷軽減と災害に対する強靱性を持つ自立分散型の発電設備など、多様な発電手段を用いたエネルギーの確保に向けた取組が必要である。	「府中市国土強靱化地域計画」において、被災地での電力等の確保をはじめ、都市機能の維持や早期復旧に必要となるエネルギー供給の対策として、再生可能及び自立分散型エネルギーの導入拡大を推進していく方針を示しております。発電設備等の設置が検討できる施設等の状況を考慮し、再生可能及び自立分散型エネルギーの導入を進めてまいります。
13	施策24「環境に配慮した活動の促進」	コージェネレーションなどの自立分散型の発電設備の導入の検討に併せ、ネットワーク化によるエネルギーの相互融通を可能にし、地域全体でのエネルギーの面的利用による自立化・多重化を検討することが重要である。	自立分散型エネルギーの導入においては、そのネットワーク化が必要不可欠であることから、再生可能エネルギー等の発電設備の整備にあわせて、ネットワーク化を検討してまいります。
14	施策24「環境に配慮した活動の促進」	本庁舎建替えて太陽光パネルは載せるとのことだが、その数は庁内の電気を賅うには程遠い少なさで、蓄電池も設置は想定されていないことから、施策の方向性として目標をクリアする設計にはなっていない。今後、公共施設の新築・改築時に太陽光パネルを可能な数だけ屋上に載せることは、建築物の設計上の問題で足踏みする可能性もある。	新庁舎につきましては、雨水・井水の利用や、高効率機器の採用、太陽光パネルの設置などにより省エネルギー化を図るほか、屋上緑化や有孔パネルの壁面設置によりヒートアイランド現象を抑制するなど、環境負荷の低減に配慮したものととして建設を進めております。 なお、今後の各公共施設への再生可能エネルギー設備等の導入につきましては、既に太陽光パネルを設置している施設を含め、各公共施設における導入可能性や状況等を確認したうえで、拡充に向けた検討を進めてまいります。
15	施策24「環境に配慮した活動の促進」	温室効果ガス削減の目標は、二酸化炭素排出量に変更されているが、目標値は「基準値以下」の表現だけで、具体的な設定がない。今後目標設定基準の是非を問う必要も懸念される。	本市では昨年、2050年に二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを表明し、市内企業や大学と協働で取組を進めることとしました。令和7年度における具体的な目標値につきましては、市内企業や大学との協働による取組や地域の状況を踏まえたうえで、別途、この表明に合わせた削減計画を検討する中で見定めてまいります。なお、今後の検討を進めることにつきまして、施策の方向性に追記いたします。
16	施策24「環境に配慮した活動の促進」	環境に配慮した設備を導入することに賛同する。	※回答不要
17	施策24「環境に配慮した活動の促進」	地球温暖化対策事業においても、災害時でも平常時の日常生活に近い環境を提供できる高効率なコージェネレーションシステムなどの自立分散型エネルギーの導入を検討し、電源の自立化・多重化によるエネルギーの確保を図るべき。	「府中市国土強靱化地域計画」において、被災地での電力等の確保をはじめ、都市機能の維持や早期復旧に必要となるエネルギー供給の対策として、再生可能及び自立分散型エネルギーの導入拡大を推進していく方針を示しております。発電設備等の設置が検討できる施設等の状況を考慮し、再生可能及び自立分散型エネルギーの導入を進めてまいります。

No	項目	意見の概要	市の考え方
18	施策3 2「危機管理対策の強化」	地震対策について、関東震災や立川断層地震などを想定して対策を具体化すべきである。特に、地震による火災被害を食い止める施策が必要であり、これについて記述する必要がある。	市では、東京都防災会議により平成18年5月に公表された地震による被害想定（多摩直下地震、東京湾北部地震、元禄型関東地震及び立川断層帯地震）に基づいて、府中市地域防災計画に対策を記載しております。 また、地震による出火、延焼等の防止対策につきましても、初期消火体制の強化や消防水利の整備などの具体的な対策を地域防災計画に記載しております。「危機管理対策の強化」の主要な取組として「地域防災計画策定事業」を記載しているため、総合計画には具体的な記載はいたしません。
19	施策3 2「危機管理対策の強化」	風水害対策について、東京都と協力し、多摩川の補強施策を提起する。	多摩川のハード面の整備につきましては、河川管理者である国土交通省京浜河川事務所と連携し進めてまいります。
20	施策3 2「危機管理対策の強化」	多摩川河川敷の災害対策として、河川敷の土の除去・樹木の伐採・川底の掘り起こしの実施を提案する。	国、都、市区が連携し、「多摩川緊急治水プロジェクト」に取り組んでおり、令和元年度から令和6年度にかけて、河道掘削、樹木伐採、堰改築、堤防整備を実施いたします。
21	施策3 2「危機管理対策の強化」	多摩川河川敷の災害対策として、堤防の高さを2メートル増やし、堤防幅を30メートル以上に拡げ、堤防を市民の憩いの場にするよう提案する。	多摩川のハード面の整備につきましては、河川管理者である国土交通省京浜河川事務所と連携し進めてまいります。
22	施策3 2「危機管理対策の強化」	多摩川河川敷の災害対策として、多摩川につながる地域河川による洪水を防ぐために、くみ上げるポンプ設備を完備するよう提案する。	有事の際の排水作業につきましては、排水ポンプ車の活用など想定される事項を東京都や国土交通省と連携して実施してまいります。
23	施策3 2「危機管理対策の強化」	多摩川河川敷の災害対策として、河川公園、緑地又は広場、運動場等のスポーツ施設は、豪雨災害が発生しない想定で継続・削除を設定するよう提案する。	多摩川河川敷における使用用途の設定につきましては、国土交通省と調整してまいります。
24	施策3 2「危機管理対策の強化」	多摩川河川敷の災害対策として、災害に強い河川にするために、専門家による対策委員会を発足させ、対策を住民に公開するよう提案する。	「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく多摩川下流部左岸大規模氾濫減災協議会において、多摩川に関するハード面及びソフト面の取組について公開しております。専門家による対策委員会の発足などの新たな取組等につきましては、多摩川の河川管理者である国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所が所管となるため、継続的に国土交通省へ要望してまいります。
25	施策4 9「社会を主体的・創造的によりよく生きる力の育成」	教員の過重な負担を軽減するための外部人材の例として、心理相談員やスクールソーシャルワーカーと適切に連携しつつ、相談体制の一角を担う存在としての弁護士（スクールロイヤー）の関与についても言及すべき。	学校の体制強化や外部人材の活用といった記述に要素として含まれるとご理解いただきたいと思います。なお、既にスクールロイヤーの制度化に向けて調整を進めています。

No	項目	意見の概要	市の考え方
26	施策50「学びの機会を保障するための支援の充実」	本計画案が、いじめ問題に重大な関心を抱き、いじめ防止対策推進法の施行を重視していることは窺えるものの、「いじめ」という言葉は、どこにも記載されておらず、いじめ問題を正面に据えた記述はなされていない。平成28年に、かつて小学校就学時にいじめを受けていた女性の事例に端を発し、府中市においてもいじめ問題を意識せざるを得なくなったことから、第7次総合計画を策定するに当たっては、これを踏まえ、明示的にいじめ問題対応に言及するのがより適切と考える。	児童生徒が抱える悩みや課題といった記述に要素として含まれるとご理解いただきたいと思います。なお、いじめ対策についての総合的な検討にも取り組んでまいります。
27	施策107「長期的視点に立った公共資産の維持・活用」	施策の方向性について賛同する。	※回答不要
28	施策107「長期的視点に立った公共資産の維持・活用」	施設全体で効果的な維持管理を行う上で、光熱費を含めたライフサイクルコストが適正となるよう、公共施設のエネルギーのベストミックスの観点も重要である。	公共施設に係る費用の増加が見込まれている中で、ライフサイクルコストの低減は非常に重要であると捉えています。公共施設に係る様々なエネルギーの活用については、市民の皆様へ安心・安全に施設を利用していただくことや、環境に対する配慮を行った上で、より効率的な手法を検討してまいります。
29	施策107「長期的視点に立った公共資産の維持・活用」	公共施設マネジメントについては、トイレの洋式化や「だれでもトイレ」の整備も併せて進めるべき。	「府中市公共施設マネジメント基本方針」において、取り組む方策の1つとして「質の確保」を掲げており、施設の安全性を確保するための維持保全と、バリアフリー化や利用者のニーズに対応する改良保全を計画的に進めることとしています。
30	その他（全体への意見等）	政策の優先順位も考えていただきたい。	計画期間を通じて重点的かつ優先して実施すべき取組について、前期基本計画において重点プロジェクトとして掲げています。
31	その他（全体への意見等）	第7次総合計画案全てにSDGsの網をかける必要がある。もう一度計画を見直してはどうか。	この総合計画では、各施策の取組がSDGs目標の実現にどのように寄与するかを示すものとして、序論に社会潮流としてまとめた上で、前期基本計画においてそれぞれの施策とSDGsの関係を示しています。
32	その他（全体への意見等）	SDGsについて、第7次総合計画に載せることができた点は評価する。169のターゲットも今回の計画の付属情報として載せて、市職員や市民が簡単にチェックできるようになると良い。	市の最上位計画として総合的なまちづくりの指針を示す総合計画においては、SDGsの169のターゲットについては詳細な内容となるため、17のゴールとの関係を提示しています。
33	その他（全体への意見等）	「市民協働」という言葉が多用されているが、取組として表記されている内容は、抽象的で具体性が少ないものが多い。多くの人々の行動を促すためには、具体的な方法とその期待される効果、できればその成功事例を見せるべき。	まちづくりの原点となる市民協働については、総合計画の性質上、具体的な内容ではなく、概念的な視点から記載しています。事例については、No.34のとおり、新たな事例集の作成を検討しています。

No	項目	意見の概要	市の考え方
34	その他（全体への意見等）	市民協働の活動事例について、別冊にて今後市民に情報提供してほしい。	平成29年4月に事例集を作成して以降更新していないため、現在、新たな事例集の作成を検討しています。完成しましたらHP等で周知してまいります。